

なるほど 

正しい事業承継

- 経営承継円滑化の取り組み -

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 42

自社株式の価値や移転の意味と多様性

今、北見からの帰りの JR の中で、この記事を書いています。この頃、随分と北見を訪れるようになりましたが、北見信用金庫さんの「顧客の事業承継を支援して、将来に向けても経営を維持継続、あるいは発展して欲しい」という熱意に誘われてのことです。地元の 4 社の個別相談を行ってまいりました。そのうちの 2 社は自社株式の評価や相続税対策や株式移転の問題でした。

1 社は、税理士さんに相談をしたところ、「社長のところはお金があるのだから、税金は払えばいいしょ」と言われ、それ以上に踏み込んだ対応をいただけなかった…とおっしゃって、相談にお見えになりました。私は、その場で簡単な株価計算と事業承継税制の概略をお伝えしました。

非上場会社には市場価格がありませんので、前回は大別して三つの評価の考え方があるとお話しました。一つ目は、収益力基準です。これは外部の会社が合併買収する M&A とか、役員や従業員が会社を買う MBO や MEO の際に主役となります。そんなに大それた取引でなくとも、要は親族以外の他人が会社の価値を評価するときには、その会社又はその事業がどれだけ競争略や成長力がある、将来に向かってどの程度の収益・利益やキャッシュフローを稼ぎ出すか…という観点で見るということです。ですから、「子供が継がないので長年勤務してくれて信頼のおける専務に継いでもらおう」などという時に、必要な株価の見方です。

二つ目は、資産価値基準です。資産と言っても、純資産の額を基準とする株価の見方です。純資産とは資産総額から負債を差し引いた金額で、帳簿価格の純資産と時価の純資産があります。帳簿価格の場合は、貸借対照表の“純資産の部”の金額になります。注意しなければならないことは、売掛金とか棚卸資産、ゴルフ会員権などが適正に会計処理されているかということ。なかでも時価の純資産が重要で、税法の純資産方式は会社の資産負債を一定の基準で時価評価した上で、会社の清算を想定した計算をします。これが、株式の価値は同族オーナー会社の同族支配グループに属する者にとっての「持分」という財産価値の見方です。

三つ目は、他社比較基準です。同業種又は類似業種の似通った会社の、株式の売買取引価格や相場価格を参考として、それを自分の会社の内容や状況と比較考慮して合理的な株価を導こうという考え方です。取引実績が多くて信頼性のある相場価格のあるものと言え、結局は上場株式の市場価格ということになります。税法の類似業種比準価格方式は、国税庁の開示する比準株価を使って、一株当たりの純資産額・配当額・利益額（課税所得額）の比較によって自社の株価を導きだします。ここで問題は、“一株当たり”というところです。多くの中小同族企業では資本金を大きくするということが少ないので、“一株当たり”がかなり問題です。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北 2 条西 26 丁目 2 番 18 号 26 ウェストビル 2 階

TEL: 011-622-0311 E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com